

公益財団法人静岡県グリーンバンク
地域のランドマーク花壇づくり支援事業実施要領

（趣 旨）

第1条 公益財団法人静岡県グリーンバンク（以下「グリーンバンク」という）は、地域の特色を生かし、人の交流にもつながるランドマーク花壇を整備するため、静岡県グリーンバンク環境緑化事業費補助金として実施する地域のランドマーク花壇づくり支援事業に関し、必要な事項をこの要領並びに静岡県グリーンバンク環境緑化事業費補助金交付要綱及び静岡県グリーンバンク環境緑化事業実施要領に定める。

（補助対象事業）

第2条 地域のランドマーク花壇づくり支援事業（以下「補助事業」という）とは、地域の緑化ボランティア団体（以下「団体」という）が行う、人が集う公共の場所で地域の顔となる特色ある花壇を新たに整備する活動に要する経費に対し予算の範囲内で補助金を交付する。

2 前項の人が集う公共の場所とは、駅前や市町が管理する公共の施設及び観光地などをいう。

3 第1項の地域の顔となる特色ある花壇とは、次に示す項目に該当するものとし、補助金交付申請書（様式第1号）に記載された内容によりグリーンバンクが認めたものとする。

ア 地域で育てた花苗や地元の花を使用したもの

イ 地元をPRするもの

ウ おもてなしの心を表現しているもの

エ SNS映えするもの

オ 地域の様々な人が関わるもの

カ その他

4 補助事業の実施にあたり、周囲の景観への配慮、花種の検討、維持管理方法の検討のため、専門家によるアドバイスを受ける場合は花と緑の人材バンク活用推進事業を利用できるものとする。

（補助金額）

第3条 グリーンバンクが交付する補助金額は、総事業費の9/10 以内であって、50 万円を限度とする。但し、千円未満は切り捨てるものとする。

（補助対象経費）

第4条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という）は、別表1に定めるとおりとする。

（補助金交付対象者）

第5条 補助金交付対象となる団体は、構成員5人以上で園芸の技術に精通した会員を持ち、組織として確立している地域のボランティア団体とする。

（補助金交付申請）

第6条 補助金の交付を申請しようとする団体は、補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて理事長にその定める期日までに申請しなければならない。

(1) 位置図、整備計画図、実施設計図及び現況写真

(2) 団体の会則（ある場合）、会員名簿

（補助金交付決定）

第7条 理事長は、前条の規定により補助金交付申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し必要に応じ現地調査等を行い、補助金交付の可否を決定し通知するものとする。

この場合において、理事長は、補助金の適正な交付を行うために必要と認めるときは、申請に係る事項について修正を加え、交付を決定することができる。

（補助金交付条件）

第8条 補助金の交付は、次に掲げる事項を条件とする。

- (1) 補助対象場所は、土地の所有者又は管理者から使用承諾を得ており、他に利用計画がなく、花の植栽等を継続的に実施することにより生活環境及び都市景観の改善に寄与するものであること。
- (2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかにグリーンバンクに報告してその指示を受けなければならない。
- (3) 事業実績が申請内容と著しく異なる場合は、補助金を減額又は取消しする場合がある。
- (4) 補助事業の完了後、補助事業の収支に関する帳簿、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類は補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならない。
- (5) 緑化物、工作物及び機械・器具について事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならないこと。
- (6) 緑化物、工作物及び機械・器具は、事業完了の日から5年間はグリーンバンクの同意を得ずに譲渡し、移植し、又は伐採してはならないこと。
- (7) 緑化物、工作物及び機械・器具は、事業完了の日から5年間はグリーンバンクの同意を得ずに事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。
- (8) 1件あたり50万円以上の機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数等に相当する期間内において、グリーンバンクの同意を得ずに事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。
- (9) グリーンバンクの同意を得て緑化物、工作物及び機械・器具を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部をグリーンバンクに納付させることがあること。
- (10) 補助金により造成した花壇（構造物及び植栽物）には、グリーンバンクが支給する「看板」を掲出すること。

（補助事業の変更及び廃止）

第9条 補助事業の内容が次に掲げる事項の一に該当する場合には、事業内容変更（廃止）承認申請書（様式第2号）をあらかじめ理事長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助事業の内容の変更(事業区分ごとの事業量の20パーセント未満の変更を除く。)をしようとする場合
- (2) 補助事業に要する経費の配分の変更(事業費の額の20パーセント未満かつ10万円未満の変更を除く。)をしようとする場合
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合

（実績報告）

第10条 補助事業が完了したときは、その日から2週間を経過した日又は3月20日（土日祝日の場合はその前日）のいずれか早い日までに、実績報告書（様式第3号）に次に掲げる書類を添えて理事長に提出しなければならない。

- (1) 購入した品目・単価・数量のわかる明細書及び領収書又は振込依頼書の写し（Web振込の場合は代金の支払済を示すもの）
- (2) 写真（施工中の花壇、完成した花壇、購入した機械・備品の写真など）

（補助金の確定及び支払）

第11条 理事長は、前条の規定により実績報告書の提出を受けたときは、当該報告書の内容を審査し、必要に応じ現地調査等を行い、補助事業の条件に適合すると認めたときは補助金の額を確定

(以下「確定額」という)し、補助金請求書(様式第4号)を受領後に補助金を交付する。

2 前項において、理事長は、補助金の適正な交付を行うために必要と認めるときは、実績報告に係る事項について修正を加え、交付を確定することができる。

3 決定額と確定額が異なる場合は、申請者に確定額を通知する。

(前払い請求)

第12条 事業を円滑に実行するため特に必要な場合は、補助金交付決定額の70%以内(千円未満切り捨て)を限度として前払い請求することができる。

2 前払い請求を希望する場合は、補助金前払請求書(様式第5号)を提出しなければならない。

3 確定額より前払い額が多い場合は、その差額を返還しなければならない。

(補助金の返還)

第13条 第8条による補助金交付条件に違反した場合、グリーンバンクは補助金の返還を申請者に請求することができる。

(支店の関与)

第14条 補助事業の提出書類は、申請者の所在するグリーンバンク支店(市町担当課)に提出するものとする。

2 グリーンバンク支店は、補助金に係わる書類の提出があったときは、書類の内容を確認し適切な助言又は指導を行い、必要に応じて意見を述べることができる。

附則

この要領は、令和6年度事業から適用する。

この要領は、令和7年度事業から適用する。

別表1(第4条関係)

補助対象経費

対象経費	対象経費の内容
基盤整備費	花苗フレーム、散水施設、資材庫等設置の費用
資材費	緑化木苗木、花苗、芝生、種子・球根、農薬、肥料、栽培土、花壇の構築物等の費用
設計調査費	設計に要する費用
その他	グリーンバンク理事長が特に認める事業経費

注1) 購入した物品の運搬費は、対象経費に含めることができる。

注2) 振込手数料は、対象経費に含めることができる。

令和 年 月 日

令和 年度において地域のランドマーク花壇づくり支援事業を実施したいので、補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

(1)補助金申請額 円

(2) 事業の完了予定年月日 令和 年 月 日

—

住所：

氏名： 電話番号：

支店受付印

グリーンバンク受付印

令和 年度地域のランドマーク花壇づくり支援事業
事業計画書（変更事業計画書、事業実績書）

1 事業内容

活動の場所	施設名： 住所：
事業完了 予定年月日	令和 年 月 日まで
「地域の顔となる特色ある花壇」に該当する点	ア 地域で育てた花苗や地元の花を使用したもの イ 地元をPRするもの ウ おもてなしの心を表現しているもの エ SNS映えするもの オ 地域の様々な人が関わるもの カ その他（ ） ※該当するもの全てに○を記入
事業計画 （上記特色も含め記載のこと）	
専門家による アドバイス 予定	専門家の職業： 専門家の氏名： 指導内容等： 緑化専門家活用支援の希望： ある ・ なし （いずれか○）

（注）緑化専門家活用支援の詳細は、グリーンバンクホームページで人材バンク活用推進事業
をご参照ください。

2 組織の概要

構 成 員	人
組 織 の 活 動 内 容 と 特 徴	

3 実施計画

4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月

(注) ランドマーク花壇は年中花が咲いている必要はないが、花壇完成後は花が咲いていない時期も除草など花壇の維持管理を行うこと。

4 収支予算

(1) 収入の部

(単位：円)

区 分	予 算 額	内 訳
グリーンバンク補助金		
その他の収入		
会費		
合 計		

- (注) 1 補助金額は総事業費×0.9以下であること。(上限50万円)
 2 補助金額は千円止めとし、千円未満は事業実施団体の負担とする。
 3 その他収入、会費は内訳欄に内容を記載すること。

(2) 支出の部

(単位：円)

事業区分	予 算 額	内 訳
基盤整備費		
資材費		
設計調査費		
その他		
合 計 (総事業費)		

- (注) 1 基盤整備費と10,000円以上の構築物を購入する場合は、整備内容や構築物の内容がわかる書類を添付すること。
 2 内訳に書き切れない場合は別表(任意様式)を添付すること。

令和 年度地域のランドマーク花壇づくり支援事業
内容変更（廃止）承認申請書

令和 年 月 日

公益財団法人静岡県グリーンバンク
理事長 鈴木 一雄 様

団体の名称
代表者の住所 〒
代表者の氏名
代表者の電話番号

さきの交付の決定を受けた事業の内容を変更（廃止）したいので、地域のランドマーク花壇づくり支援事業要領第9条の規定により申請します。

記

1 変更（廃止）の理由

2 変更の内容

（注）この申請書には、補助金交付申請書を添付するものとし、変更後を朱書きすること。なお、廃止とは本年度補助金交付申請済みの団体で、本年度及び次年度以降の事業を実施しないことをいう。

様式第3号（第10条関係）

令和 年度地域のランドマーク花壇づくり支援事業
実績報告書

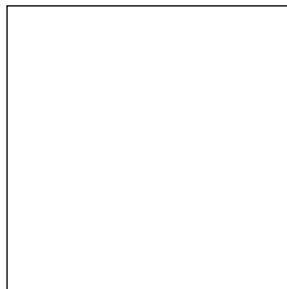
令和 年 月 日

公益財団法人静岡県グリーンバンク
理事長 鈴木 一雄 様

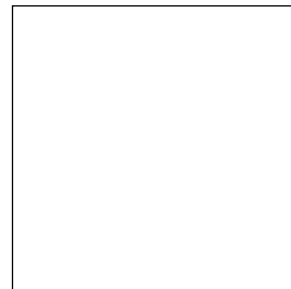
団体の名称
代表者の住所 〒
代表者の氏名
代表者の電話番号

令和 年 月 日付け SGB第 号で補助金の交付決定の通知を受けた令和 年度地域のランドマーク花壇づくり支援事業が完了（を廃止）したので、地域のランドマーク花壇づくり支援事業要領第10条の規定による、関係書類を添えて報告します。

支店受付印



グリーンバンク受付印



令和 年度地域のランドマーク花壇づくり支援事業
事業実績書

1 事業実績

活 動 の 場 所	
実 施 期 間	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで
事 業 内 容 (特色ある花壇 のPR)	
専門家による アドバイス内容	
事業を実施 した 効 果	

2 実施内容

4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月

3 収支決算

(1) 収入の部

(単位：円)

区 分	予 算 額	決 算 額	差 額	備 考
グリーンバンク補助金				
その他収入				
会費				
合計				

(注) 1 補助金額は総事業費×0.9 以下であること。(上限 50 万円)

2 補助金額は千円止めとし、千円未満は事業実施団体の負担とする。

(2) 支出の部

(単位：円)

経 費 区 分	予 算 額	決 算 額	差 額	備 考
基盤整備費				
資材費				
設計調査費				
その他				
合計（総事業費）				

(注) 合計（総事業費）が収入≧支出となること。

令和 年 月 日

団体の名称
代表者の住所 〒
代表者の氏名
代表者の電話番号

金 門

ただし、令和 年 月 日付けＳＧＢ第 号で補助金の交付決定の通知を受けた令和 年度地域のランドマーク花壇づくり支援事業の補助金として、上記のとおり請求します。

当初補助金決定額	円
最終補助金確定額	円
前払受領額	円

金 融 機 関	銀行・農業協同組合 信用金庫・信用組合 本・支店 (※ゆうちょ銀行は支店番号を記入)
フ リ ガ ナ	
☐ 座 名 義 人	
☐ 座 番 号	普通預金

(注) 補助金振込先は、申請団体名を含む口座名義のみとさせていただきます

